

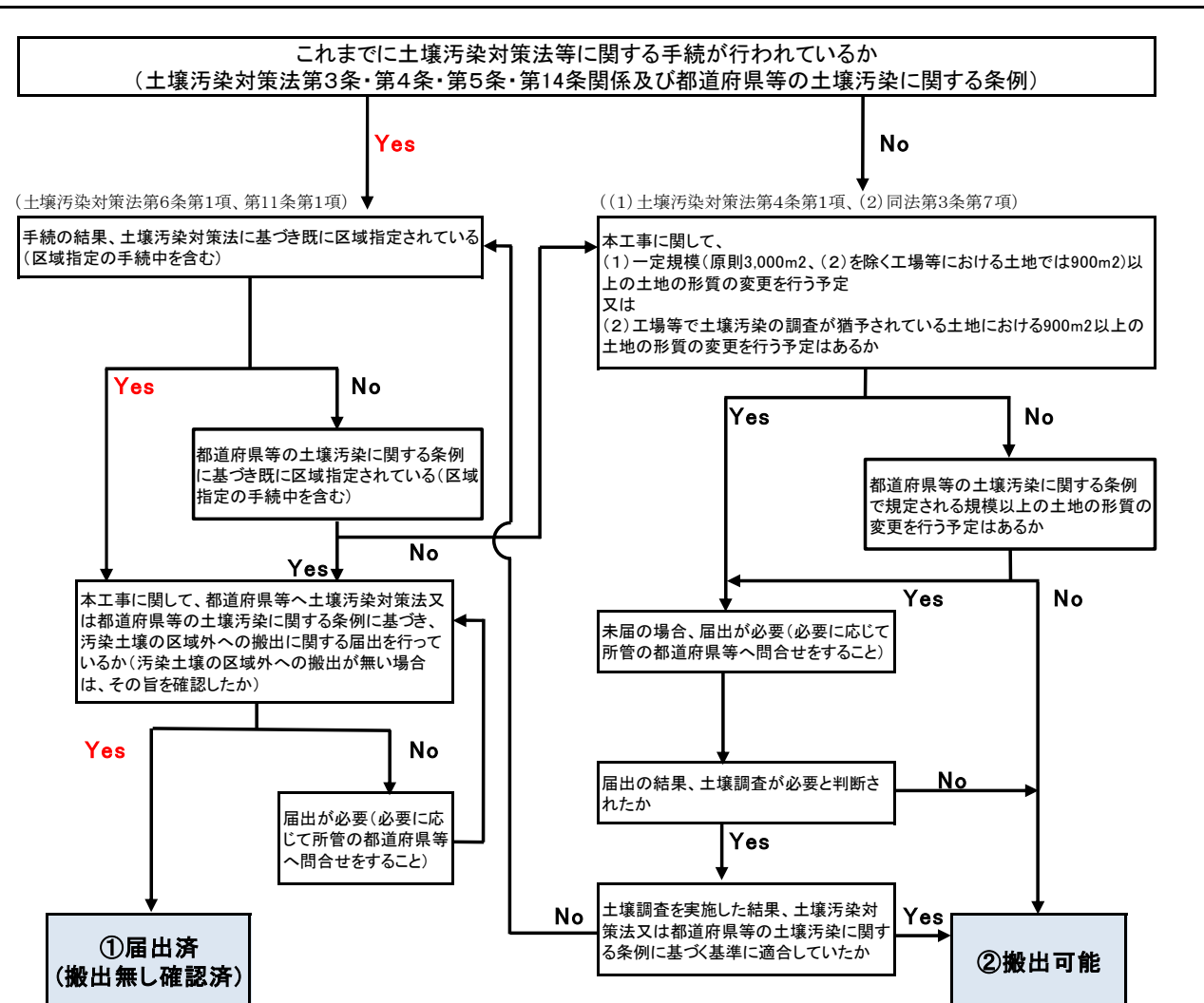
(改正前)	(改正後)
岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱 令和6年3月	岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱 令和7年4月

(改正前)	(改正後)
岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱 平成 6 年 4 月 1 日制定 平成 7 年 5 月 3 1 日一部改正 平成 9 年 5 月 9 日一部改正 平成 1 1 年 4 月 1 日改正（7 月 1 日施行） 平成 1 4 年 4 月 1 日一部改正 平成 1 5 年 4 月 1 日一部改正 平成 1 6 年 9 月 1 日一部改正 平成 1 7 年 1 0 月 1 5 日一部改正 平成 1 8 年 4 月 1 日一部改正 平成 1 8 年 9 月 1 日一部改正 平成 2 6 年 4 月 1 日改正 平成 2 9 年 4 月 1 日一部改正 平成 3 0 年 4 月 1 日一部改正 令和 元年 7 月 1 日一部改正 令和 2 年 4 月 1 日一部改正 令和 4 年 1 月 1 日一部改正 令和 4 年 9 月 1 日一部改正 令和 5 年 1 月 1 日一部改正 令和 5 年 7 月 1 日一部改正 令和 6 年 4 月 1 日一部改正（6 月 1 日施行） 第 1 章 総 則 第 1 目 的 この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理に係る総合的な対策を発注者及び受注者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。 第 2 適用範囲 この要綱は、建設資材を搬入、建設副産物を搬出する農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部所管の建設工事に適用する。 第 3 用語の定義 この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 （1）「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。 （2）「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。 （3）「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）に該当するものをいう（別表－1）。 （4）「再利用」とは、活用しなければ不要となるもの若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。 （5）「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。 （6）「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。 一 建設廃棄物について、資源又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為	岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱 平成 6 年 4 月 1 日制定 平成 7 年 5 月 3 1 日一部改正 平成 9 年 5 月 9 日一部改正 平成 1 1 年 4 月 1 日改正（7 月 1 日施行） 平成 1 4 年 4 月 1 日一部改正 平成 1 5 年 4 月 1 日一部改正 平成 1 6 年 9 月 1 日一部改正 平成 1 7 年 1 0 月 1 5 日一部改正 平成 1 8 年 4 月 1 日一部改正 平成 1 8 年 9 月 1 日一部改正 平成 2 6 年 4 月 1 日改正 平成 2 9 年 4 月 1 日一部改正 平成 3 0 年 4 月 1 日一部改正 令和 元年 7 月 1 日一部改正 令和 2 年 4 月 1 日一部改正 令和 4 年 1 月 1 日一部改正 令和 4 年 9 月 1 日一部改正 令和 5 年 1 月 1 日一部改正 令和 5 年 7 月 1 日一部改正 令和 6 年 4 月 1 日一部改正（6 月 1 日施行） <u>令和 7 年 4 月 1 日一部改正</u> 第 1 章 総 則 第 1 目 的 この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理に係る総合的な対策を発注者及び受注者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。 第 2 適用範囲 この要綱は、建設資材を搬入、建設副産物を搬出する農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部所管の建設工事に適用する。 第 3 用語の定義 この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 （1）「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。 （2）「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。 （3）「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）に該当するものをいう（別表－1）。 （4）「再利用」とは、活用しなければ不要となるもの若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。 （5）「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。 （6）「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。

(改正前)

様式－2 添付資料

土壌汚染対策法等手続の確認フロー（●●工区）



結果区分	確認結果
①	手続確認済 (区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)
(備考)	

【補足事項】

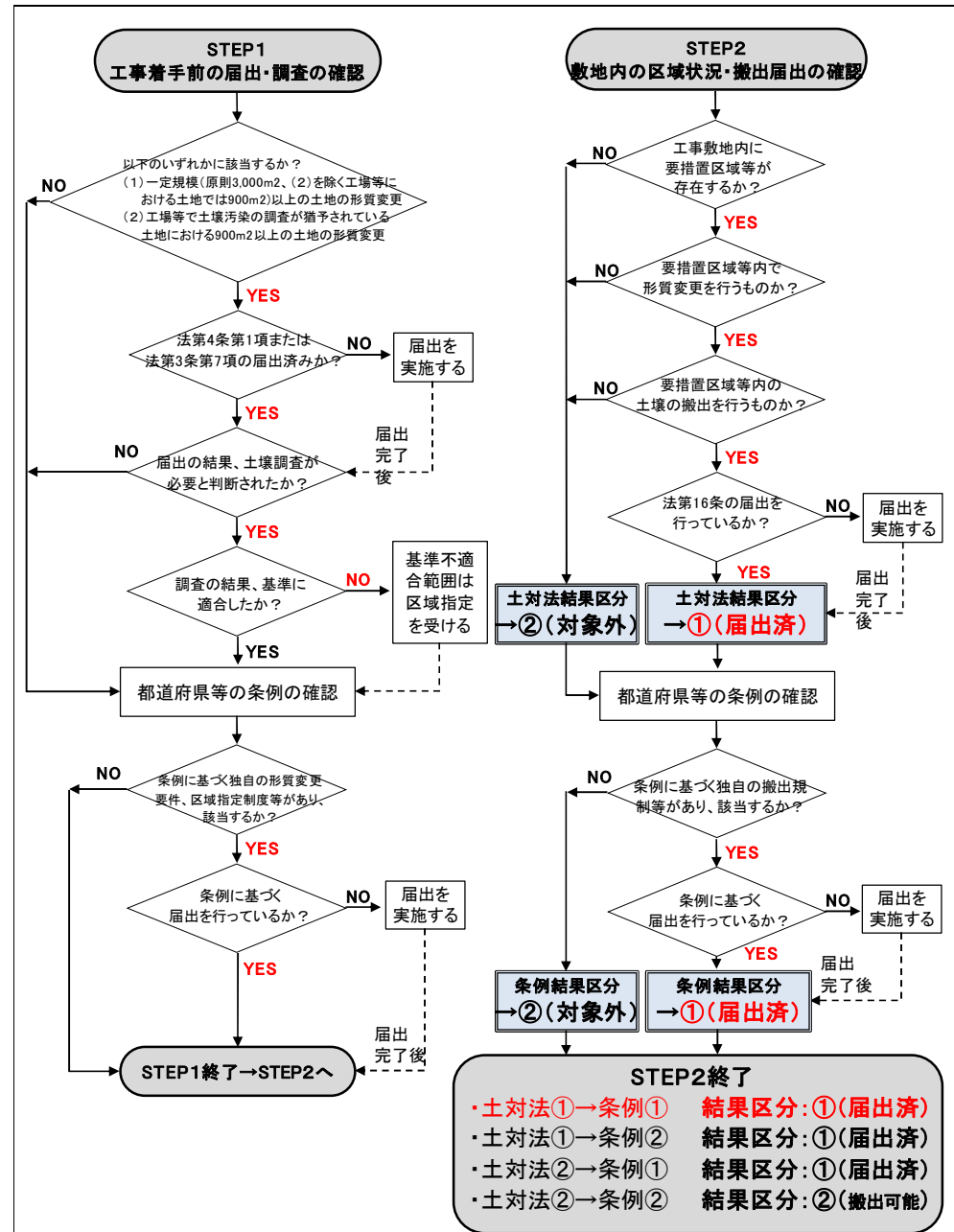
- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。

令和5年5月版

(改正後)

様式－2 添付資料

土壌汚染対策法等手続の確認フロー（●●工区）



結果区分	確認結果
①	手続確認済 (区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)
(備考)	

【補足事項】

- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。
- ・STEP1は工事全体の手続確認であり、工区別の手続確認はSTEP2にて実施するため、工区によって手続確認結果が異なる場合があります。

令和7年3月版

「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」新旧対照表（改正箇所のみ）

(改正前)	(改正後)
(附則) この要綱は平成１０年　６月　２日から施行する。 この要綱は平成１１年　４月　１日から施行する。 この要綱は平成１２年　４月　１日から施行する。 この要綱は平成１３年　４月　１日から施行する。 この要綱は平成２６年　４月　１日から施行する。 この要綱は平成２９年　４月　１日から施行する。 この要綱は令和　４年　１月　１日から施行する。 この要綱は令和　５年　１月　１日から施行する。 この要綱は令和　５年　７月　１日から施行する。	(附則) この要綱は平成１０年　６月　２日から施行する。 この要綱は平成１１年　４月　１日から施行する。 この要綱は平成１２年　４月　１日から施行する。 この要綱は平成１３年　４月　１日から施行する。 この要綱は平成２６年　４月　１日から施行する。 この要綱は平成２９年　４月　１日から施行する。 この要綱は令和　４年　１月　１日から施行する。 この要綱は令和　５年　１月　１日から施行する。 この要綱は令和　５年　７月　１日から施行する。 <u>この要綱は令和　７年　４月　１日から施行する。</u>